

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果について

保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価	耐震改修等の予定		備考1	備考2
						内容	実施時期		
1	柏崎市役所本庁舎	新潟県柏崎市中央町1914-2	庁舎	別表2(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	$I_S/I_{S0}=1.01$ $C_{TU} \cdot S_D=0.81$		用途係数1.25を採用	耐震改修済み 除却済み

幼稚園又は小学校等

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価	耐震改修等の予定		備考1	備考2
						内容	実施時期		
1	柏崎小学校 教室棟	新潟県柏崎市学校町1644	小学校	別表2(5-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1990年版)	$I_S/I_{S0}=1.01$ $C_T \cdot S_D=0.33$		用途係数1.25を採用	耐震改修済み
2	西山中学校 普通教室棟	新潟県柏崎市西山町鬼王179	中学校	別表2(5-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1990年版)	$I_S/I_{S0}=1.22$ $C_T \cdot S_D=0.32$			耐震改修済み
3	学校法人 柏崎二葉幼稚園	新潟県柏崎市大字藤井756番地3	幼稚園	別表2(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	$I_S/I_{S0}=1.62$ $C_{TU} \cdot S_D=0.98$			

百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価	耐震改修等の予定		備考1	備考2
						内容	実施時期		
1	オリオンビル (丸大イトーヨーカ堂 柏崎店)	—	—	—	—	—	—	—	—
		売場棟	百貨店	別表2(3-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版)	$I_S=0.68$ $q=1.18$			耐震改修済み 除却済み
		荷受棟		別表2(3-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版)	$I_S=0.7$ $q=1.57$			耐震改修済み 除却済み

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価	耐震改修等の予定		備考1	備考2
						内容	実施時期		
1	株式会社リケン柏崎事業所63号棟	新潟県柏崎市北斗町2642-1	工場	別表2(3-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版)	$I_S=0.65$ $q=2.61$			耐震改修済み

附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
	I. 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。	II. 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。	III. 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」（1996 年版、2011 年版）	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第 2 次診断法」及び「第 3 次診断法」（1990 年版）	$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_T \cdot S_D < 0.15$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.3 \leq C_T \cdot S_D \leq 1.25$
			$1.25 < C_T \cdot S_D$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第 2 次診断法」及び「第 3 次診断法」（2001 年版）	$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$

I. 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

II. 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

III. 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

(※) 震度 6 強から 7 に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度 5 強程度の中規模地震に対しては、損傷が生ずるおそれや倒壊するおそれは少ない。